

大阪市告示第958号

大阪市立福島区民センターの利用料金について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第10条の3第4項の規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

令和6年7月1日

大阪市長 横 山 英 幸

1 利用料金

(1) 施設利用料金

(単位：円)

各 室	利用料金（入場料その他これに類する料金を徴収しない場合）						日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における使用
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
ホール	11,000 (5,500)	14,600 (7,300)	14,600 (7,300)	21,800 (10,900)	24,700 (12,350)	34,900 (17,450)	左記の2割増しとする
101会議室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400	
301会議室	2,200	3,000	3,000	4,800	5,500	7,700	
302会議室	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900	
303会議室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400	

304会議室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
305会議室	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900
306会議室	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
和室	1,300	1,800	1,800	2,400	2,800	3,900

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は上表の2割増

令和7年1月4日以降のホールの使用において、平日は利用日から7日以内・日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は利用日当日に使用申請を行った場合に限り、この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段()に記載されている金額とする。

(単位：円)

各室	利用料金（入場料その他これに類する料金を徴収する場合）						日曜日、土曜日 及び国民の祝 日に関する法 律（昭和23年法 律第178号）に 規定する休日 における使用
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	
ホール	16,500 (8,250)	21,900 (10,950)	21,900 (10,950)	32,700 (16,350)	37,100 (18,550)	52,400 (26,200)	左記の2割増し とする
101会議室	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600	
301会議室	3,300	4,500	4,500	7,200	8,300	11,600	
302会議室	2,000	2,700	2,700	3,600	4,200	5,900	
303会議室	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600	
304会議室	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600	

3 0 5 会議室	2, 000	2, 700	2, 700	3, 600	4, 200	5, 900
3 0 6 会議室	1, 500	2, 000	2, 000	2, 300	2, 600	3, 600
和 室	2, 000	2, 700	2, 700	3, 600	4, 200	5, 900

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日における利用料金は上表の2割増

令和7年1月4日以降のホールの使用において、平日は利用日から7日以内・日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は利用日当日に使用申請を行った場合に限り、この表の利用料金の欄に記載されている金額のうち下段()に記載されている金額とする。

（2）附属設備利用料金

（単位：円）

使用場所	品 名	単 位	利用料金
ホール	拡声装置A（ホール固定）	一 式	1 回につき 1, 650
	マイク	1 本	1 回につき 350
	ワイヤレスマイク	一 式	1 回につき 1, 050
	ワイヤレスマイク（追加）	1 本	1 回につき 350
	ボーダーライト	1 列	1 回につき 550
	ホリゾントライト	1 列	1 回につき 550
	シーリングスポット	1 台	1 回につき 350
	サイドフロントスポット	1 台	1 回につき 350
	フットライト	1 列	1 回につき 1, 050
	ピンスポット	1 台	1 回につき 400
	サスペンションライト	1 台	1 回につき 350
	調光設備	一 式	1 回につき 1, 050
	ブレストインターホンヘッド	一 式	1 回につき 350
	金屏風	1 双	1 回につき 550

共通	拡声装置B（ポータブル）	一 式	1 回につき	950
	ガスコンロ（給湯室設置）	1 台	1 回につき	150
	持込設備電源利用料金	1 KW	1 時間	200
	ビデオプロジェクター	1 台	1 回につき	550

「1回」とは、午前、午後又は夜間に使用する場合を言い、午前午後又は午後夜間の使用の場合は2回、全日使用の場合は3回とする。

2 実施時期

令和7年1月4日から

（福島区役所市民協働課）